

別紙

統合新病院については、両病院の老朽化や医師・看護師をはじめとする医療従事者不足への対応のほか、全国各地での被災などの現状を踏まえれば、1日でも早く、開院できるよう努めていかなければならないとの認識から、検討を進めてきました。

統合新病院の整備場所は、令和4年8月に取りまとめた「共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項」において、「旧県立青森商業高校及び県立中央病院敷地」、「青森県総合運動公園」、「青い森セントラルパーク」の3か所を検討対象地とし、県と青森市の関係部局長で構成する「共同経営・統合新病院整備調整会議」において検討が進められていました。

この検討対象地について、令和4年12月に外部有識者の皆様から、災害や救急搬送などの観点からの整備場所として望ましい条件など専門的かつ多角的な御意見をいただきました。

その後、令和5年9月からは、統合新病院の整備場所について、多くの県民・市民の皆様に御納得いただける形で検討が進められるよう、その検討過程をできるだけオープンにするため、「共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議」を新たに設置し、その御意見も踏まえながら検討を進めることとしました。

また、整備場所については、まちづくりの観点等からの検討が重要であることから、まずは青森市において主体的に検討を進めてきたところです。

青森市においては、「青森市統合新病院整備場所等検討会議」を設置し、3か所の検討対象地に限らず、幅広く、外環状線周辺エリアについても検討したところです。

青森市の検討会議では青い森セントラルパークが望ましいとする声が多かった一方、有識者会議の多くの構成員から青い森セントラルパークの交通アクセスに対する懸念が示され、外環状線周辺エリアについて、民有地に限らず、公有地も含めて検討対象となりうる場所がないか検討し、具体的な場所があるのであれば、青い森セントラルパークと比較するよう求めがあったものです。

有識者会議の意見を踏まえ検討した結果、「浜田中央公園・県営スケート場周辺」については、県営スケート場やサンドームの築年数が相当程度経過し、大規模な改修又は建替え等の時期を迎え、このことに相当多額の経費が掛かることから、施設の移転等と一体で進めることにより、県としては検討対象となりうるものと考えたものです。

しかしながら、このエリアには、浜田中央公園やサンドームなどの市有施設が含まれていたことから、市では県に対し、提案内容の詳細について確認を続けたほか、令和6年9月1日以降、地域住民や市議会、利用者団体等の皆様の御意見も伺った上で、市としても実現可能性のあるものと判断するに至り、4つ目の検討対象地に加えることとしました。

そして、整備場所等検討会議及び有識者会議においてそれぞれ頂いた御意見を踏まえ、

令和6年9月16日に知事と市長が会談を行い、大規模災害時の基幹災害拠点病院としての機能を最優先させ、浜田中央公園・県営スケート場周辺を整備候補地としたものです。

また、これに伴う課題を解決するため、以下について、県と市が連携・協力して進めていくこととしました。

- ① 統合新病院の整備により移転が必要となるサンドームについては、青い森セントラルパーク地区に移転整備することを基本とすること。
- ② 浜田中央公園については、現在の機能を維持し、整備を行う場合には地域住民の意向に最大限配慮すること。この際のサンドームを含む市有施設の移転や整備等の費用については、県が市に協力すること。
- ③ 統合新病院の整備に伴う交通対策として、周辺道路の整備による渋滞対策や救急アクセス対策のほか、公共交通の整備に向けて青い森セントラルパーク地区への新駅整備の検討も含め、早急に県と市がそれぞれの役割を果たしながら連携して検討を進めていくこと。
- ④ 青い森セントラルパーク地区への新駅整備、ここからのアクセスを含め、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに向け県と市による検討会議を立ち上げ、青い森セントラルパーク地区を含む市街地の整備について、具体的なまちづくりビジョンを策定し、実行していくこと。

整備に当たっては、多くの皆様に納得いただきながら進めていく必要があることから、令和6年9月以降、4回にわたり浜田地区住民との懇談を実施、地域の皆様の御理解をいただけるよう努めてきたところです。また、地域の皆様との話し合いの機会は、繰り返し、建設までの間、長期にわたって実施していく必要があるものと考えています。

なお、生活環境の変化への懸念について、令和7年3月17日の広聴会において知事・市長等から地域住民の皆様に対して以下の通り御説明をしたところです。

【生活環境の変化への懸念】

《住民合意形成》

統合新病院の整備に当たっては、地域住民の理解を得ることが重要であり、地域との話し合いの機会は、繰り返し、建設までの間、長期間にわたって実施していく必要があるものと考えます。

広聴会をはじめ説明会は地域住民の意見が具体的に反映される仕組みの一環と考えていただきたいと思います。

《生活環境の変化への対応》

生活環境の変化に対する具体策については、引き続き検討を進め、地域住民の皆さんに説明し、協議しながら進めてまいります。

《渋滞対策》

（渋滞全般）

病院整備による交通への影響については、５年に１度全国的に主要幹線道路の交通量等の調査を行う交通センサスの最新となる令和３年のデータに加え、より正確・詳細に現状把握やシミュレーションを行うため、昨年１０月に周辺５箇所で交通量、自転車・歩行者量の調査を行った結果を反映して推計を行っています。

今回の推計では、１日の交通容量のみではなく、浜田地区の交差点において、歩行者、自転車の影響やバス、信号機の動きを反映し、統合新病院が移転することにより通勤・通院の車両が増加し最も影響が大きくなる時間帯である８時台において、シミュレーションも実施しており、シーナシーナ前の路線から統合新病院に右折する（浜田字豊田）交差点及び環状７号から右折する（運輸支局前）交差点において、右折車両の滞留が右折車線を超過し、直進車両を阻害する課題が確認されたところです。

このため、右折レーンの延伸、信号現示の改良等の対策を講じたところ、課題が解消される結果となったことを踏まえ、今後、右折レーン設置・延伸等、必要な対策を講じていきたいと考えています。

また、冬期間の通行確保としては、道路幅の確保等を行う除排雪の徹底が主要な対策になると考えています。このため、冬期に交通量調査を実施することは想定していません。

（除排雪）

積雪時の交通について、救急車や乗合バスが通行する路線は、その運行に支障がないように交通の確保を図るため、統合新病院周辺の除雪については、現在の県病周辺と同様きめ細かに実施することになります。

（混雑時の救急搬送）

浜田地区は、周辺に国道１０３号（観光通り）や県道１２０号（中央大橋通り）、環状７号バイパスなど幅員の広い道路が多いことや、病院敷地内に進入するための救急車搬送経路を複数設ける予定となっており、観光通りや中央大橋通りから、シーナシーナ青森に曲がる交差点をはじめ、浜田地区周辺が渋滞している場合であっても、各救急隊長の判断で、環状７号バイパスへ迂回できることから、渋滞による影響は、最小限に抑えることが可能であると認識しています。

（市道拡幅）

●計画道路拡張について

都市計画道路３・４・２３号浜田豊田線について、まだ事業化していないため、付近住民への整備に関する説明会等は行っておりません。

一般的に、道路整備において、事業化が決定し、ある程度の具体的な整備計画が整った時点で、付近住民への説明会を、用地取得や移転補償に伴う地権者への説明は、詳細設計や用地測量を行って、その詳細が決まるので、その時点において用地説明会を行っています。

当該路線は、地域の幹線道路であること、近隣小中学校の指定通学路になっているため、整備の必要があるとの判断から、都市計画道路として計画しており、平成７年度の計画決定時の説明については、都市計画法等に基づいて、当時、説明会等を開催しています。

また、計画決定以降に土地売買を行った方は、契約時に不動産業者等から説明されているものと認識しています。

整備に係る用地買収については、これまでの街路整備事業と同様、丁寧に交渉し、任意による契約締結ができるよう努めていきます。

《騒音・振動・粉じん対策》

（工事期間）

工事に伴う騒音・振動等の発生対策期間としては、県営スケート場及びサンドームの解体工事、統合新病院の整備工事の期間として想定される令和９年度から令和１４年度春頃までの５年３ヶ月程度と現時点では考えています。

建設工事や解体工事に伴う騒音、振動等については、騒音規制法や振動規制法による制限を遵守して実施します。

統合新病院の整備に当たっては、これらの規制を遵守するのはもちろんのこと、工事中に現場周辺を十分に調査し、周辺環境に適した工法を選択すること、また、近隣住民に対し、工事の概要、作業工程、作業時間、工事車両のルート、騒音・振動の防止方法等について事前に説明すること、解体工事については特に粉じんが発生するため、水をまき

ながら行うことなど、これらの対策を徹底し、丁寧に事業を進めていきたいと考えています。

（救急車）

救急車のサイレンの音量については、法令により「救急用自動車の前方２０メートルの位置において、９０デシベル以上１２０デシベル以下」とされています。

消防が保有する全ての救急車については、消防署からの出動時や閑静な住宅地、または夜間の走行等、出動地域や出動時間帯に応じてサイレンの音量を抑えたい場合に使用する「弱モード、または住宅モード」と呼ばれる切り替えスイッチを導入しています。

また、令和６年度に導入した救急車については、新サイレン音として低音を基調とした和音で合成された「コンフォートサイレン」を装備し、従来のサイレンに比べ救急車の接近が認知されやすいほか、不安感を低減する効果が期待されており、来年度以降に導入する救急車についても装備を検討しているところです。

これらの装置を状況に合わせ切り替えて使用することで、安全性を確保しつつ、傷病者やその家族に限らず、周辺の地域住民にも配慮した救急活動が可能であると考えています。

（ドクターヘリ）

ドクターヘリの出動時間は、青森県ドクターヘリ運航要領において定められており、原則として、年間を通じて午前８時半から午後５時まで（ただし、午後５時前に日没する場合には、日没まで）としています。

ドクターヘリから生じる騒音について、立体駐車場の屋上ヘリポートの高さを約２メートル、ヘリポートから約１００メートル離れた屋外を観測地点とした場合、発生する騒音レベルは、ヘリポート離着陸時に約７３デシベル、直上通過時に約８３デシベル、さらに１００メートル通過時に約７２デシベルとなります。

なお、一般住宅の室内では壁や窓があることから、騒音レベルは、２０～３０デシベル低減して６０デシベル程度となります。

また、この騒音イメージは航空法上の８分の１勾配の高度となっていますが、実際の運航では４分の１勾配と更に高く飛ぶことから、騒音レベルは低くなります。

騒音として感じる時間は、離着陸時の平均速度が約５５キロメートルとなるため、１３秒程度となります。

現在の県病ドクターヘリの出動回数は、令和５年度全体で３１５回、内訳として、１日１回出動１１５日、２回出動５５日、３回出動２６日、４回出動が３日、出動した日は１９９日、出動しない日は１６６日となっています。

現在の県病では、近隣住民からドクターヘリの騒音に関して苦情は寄せられていません。

（参考）

○サンドーム地点の昼間の屋外 ５５デシベル（令和４年度青森市環境騒音調査）

（風の影響）

ドクターヘリの離着陸における吹き下ろし風（ダウンウォッシュ）の影響については、住宅のある約１００メートル地点で高度が約３３メートルとなり、地上では風速１～３メートルの微風程度であり、ほとんど影響ないものと考えています。

なお、この風速の目安としては、顔に風を感じたり、木の葉が動く程度となります。

実際の運航ではこれよりも少し高く飛ぶこととなるため、影響はさらに少なくなるものと考えています。

なお、現在の県立中央病院においては、近隣住民から吹き下ろし風に関して苦情は寄せられていません。

（機械音対策）

積雪寒冷地となるため、騒音が生じるような熱源機器、外調機、発電機、ポンプ類、ファン類は屋内設置としており、騒音についても十分な配慮をすることとなります。

空調の室外機のほとんどは屋上設置となりますが、防音パネル等による騒音対策を行います。

現在の県病では、地域住民の方々からの特段の苦情・要望はありません。

《地盤沈下対策》

県営スケート場やサンドームの解体工事では、地盤の変異やゆるみが生じないように既存建物で使用している杭を極力残すとともに、解体建物の周囲の地中に連続して鋼矢板を打ち込み、周辺建物等に影響を与えない対策を講じることとしています。

病院棟の新築工事では、免震構造となるため、地盤を約４～５メートル掘削する必要があります。また、地下水位も高いことから止水性の高いセメントと土を混合した壁で土留めするとともに、それを支えるための鉄骨の梁を設置し、地盤の掘削時になるべく地下水が発生しない施工方法を採用し、地盤沈下の原因となる地下水の流出を少なくし、地盤沈下が起こらないよう対策したいと考えています。

また、工事前後に整備候補地周辺の建物の傾きやひび割れなどの状況について建物調査を行い、工事に伴う影響の有無を確認することとしています。なお、その調査結果は建物所有者と病院側双方で保管することとなります。

建物調査の範囲については、建物位置や杭の長さなども関係することから、設計時に専門家の意見を伺い、設定した上、説明会を開催したいと考えています。

《日影・景観対策》

日影規制については、建築基準法に定められており、日影が一番長くなる冬至において、敷地境界線からの水平距離が5メートルから10メートル以内の部分に4時間以上の日影を、10メートルを超える部分に2.5時間以上の日影を生じさせないように対策を講じた設計・施工をしなければならず、これを遵守していきます。

《候補地の面積》

基本計画（案）の敷地利用計画は、統合新病院としての機能確保と浜田中央公園の機能維持の2つを両立させることを前提としています。

その上で、県営スケート場及びサンドームが立地している敷地東側に、病院棟、立体駐車場及び院内保育所等の病院機能を集約の上、できる限り住宅から離して日照権やドクターヘリの騒音等にも配慮しつつ、利便性が高い配置としています。

また、県営スケート場及びサンドーム敷地内に将来の拡張性も考慮し、余裕スペースとして平面駐車場や緑地等を設けるとともに、積雪を考慮し、堆雪場などを適切に設ける計画としており、必要十分な面積となっています。

《バス路線の整備》

市営バスが運行する路線や便数については全体のダイヤ編成の中で、全路線の利用状況や今後の需要、運行効率等を踏まえ、より利便性が高く効率的に運行できるよう総合的に勘案しながらダイヤを編成しています。

バス路線等については、今後、病院施設や周辺整備などの設計業務が進められ、市営バスの具体的なアクセスを検討できる状況となった時点で、統合新病院を経由するバス路線など、住民の皆様の利便性も考慮した上で検討していきます。

《青い森セントラルパークへの新駅整備》

新駅については、今後「まちづくりビジョン」の中で示される操車場跡地周辺の施設整備計画などを踏まえて整備を検討することとしています。

《まちづくり》

青森市では、都市計画に関する基本的な方針である「青森市都市計画マスタープラン」の一部として定めている「青森市立地適正化計画」において、本市の発展を支える都市拠点として、これまで様々な取組を行ってきた「青森駅周辺地区」・「新青森駅周辺地区」・「操車場跡地周辺地区」・「浪岡駅周辺地区」の4地区を「都市機能誘導区域」としており、また、医療・商業施設等の既存ストックが集積している造道周辺地区・浜田周辺地区の2地区について、「生活拠点区域」としています。

このうち、「生活拠点区域」である「浜田周辺地区」における土地利用の基本的な方針

としては、商業施設の集積に加え、医療施設等の生活利便性を高める都市機能が集積した生活拠点として、これら施設の立地を図るとともに、公共交通のサービス水準の向上等を図ることとして位置付けています。

このことに加え、令和4年12月に開催した共同経営・統合新病院の検討対象地に係る外部有識者からの意見聴取において、病院等の高次な都市機能を検討するに当たっては、「日本の多くの地方都市は人口減少を前提として都市計画を考えており、青森市都市計画マスタープランでは、既に青森市が持っている様々な機能や拠点を区域として定め、何か新しい施設や機能を作る際は、これらの区域に誘導しようという考えの下、都市機能誘導区域や生活拠点区域を定めている。」「新病院整備に当たっては、青森市都市計画マスタープランの考えに則るとともに、整合を図っていくことが望ましい。」との御意見をいただきました。

生活拠点区域である浜田周辺地区に統合新病院を整備することは、外部有識者からの意見にもあるように、青森市のまちづくりの方向性に適していることを評価されているところです。

《避難場所の確保》

浜田中央公園・県営スケート場周辺の指定避難所及び指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて、青森中央高等学校、大野小学校、東大野公園、浜田ニュータウン西公園、浜田ニュータウン東公園、浜田福祉館及びマルハン浜田店等を指定しています。

地域住民の皆様は、災害時等には、まずは災害種別や規模等に応じて適切な指定緊急避難場所に避難いただくよう、お願いします。

なお、その後、被害状況等により自宅に戻ることができない場合等においては、市が開設する指定避難所への避難のほか、それぞれの状況に応じた避難をしていただくよう、お願いします。

市としては、今後も、市民の皆様の安全・安心の確保に向け、公共施設のみならず、民間施設の活用も視野に入れ、連携・協力体制の構築を図っていきます。